

公 示 日：2024年11月20日（水）

調達管理番号：24a00785

国 名：ブラジル

担 当 部 署：人間開発部 高等教育・社会保障グループ 社会保障チーム

調 達 件 名：ブラジル国障害者の包摂のための保健サービス促進及び改善プロジェクト詳細計画策定調査（その2）（保健制度分析）

適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引とします。最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：保健制度分析
- （2）格 付：3号
- （3）業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2024年12月下旬から2025年2月下旬
- （2）業務人月：1.03
- （3）業務日数：

準備業務	現地業務	整理業務
3日	16日	7日

※現地業務の日数は、フライトスケジュールによって変動します。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1部
- （2）見 積 書 提 出 部 数：1部
- （3）提 出 期 限：2024年12月4日（水）（12時まで）
- （4）提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

い。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024 年 10 月追記版）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2024 年 12 月 13 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 業務の実施方針等： | |
| ① 業務実施の基本方針 | 26 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |
| (2) 業務従事者の経験能力等： | |
| ① 類似業務の経験 | 32 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 15 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 15 点 |
| | (計 100 点) |

類似業務経験の分野	保健や障害に係る各種調査
対象国及び類似地域	ブラジル及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ブラジル連邦共和国（以下、「ブラジル」）は2007年に国連障害者権利条約及び選択的議定書に署名し、2009年に同条約を批准した。2011年には同条約に基づき、障害者の権利強化を目的とした「障害者の権利に関する国家計画（制限なく生きる計画）」を策定した。さらに2015年には「ブラジル障害者包摂法（障害者法）」を制定し、国連障害者権利条約に沿った取組を具体化するなど、全国的に障害者の権利の向上や社会包摂の推進に取り組んでいる。

保健制度に関しては、憲法上の「健康は万人の権利であり、国家の義務である」という規定の元、1988年に「統一保健医療システム（Sistema Único de Saúde、以下「SUS」）」を設立し、全国で無料の公的保健サービスを提供している。しかし、SUSを導入したにも関わらず、障害者の保健サービスへのアクセスには依然として公平性が担保されておらず、様々な障害に起因・影響する疾病に関する専門的な保健サービスへのアクセスや障害の有無や種別に関わらず質の良い保健サービスの提供が十分ではない。保健省は障害者に対する保健サービスを向上させるため、2012年に同制度を拡大し「障害インクルーシブな保健サービス提供ネットワーク（Rede de Cuidados à Pessoa com Deficiência、以下「RCPD」）」¹を設立した。

RCPDとは、SUSの枠組み内で、障害者の機能障害を考慮して保健サービスに繋がっていくために活用される仕組みである。ブラジルでは、SUSの枠組みで保健サービスを利用する際、障害の有無に関わらず全ての患者の窓口は地域の基礎保

¹ RCPDの和訳は、ポルトガル語を直訳すると「障害者ケアネットワーク」だが、州保健局との協議を通じ、日本語としてより意味が通りやすい訳として「障害インクルーシブな保健サービス提供ネットワーク」を用いることとする。理由は次のとおり。RCPDには、①様々な障害に起因・影響する疾病に関する専門的な保健サービスへのアクセス改善、②障害の有無や種別に関わらず質の良い保健サービスへのアクセス改善という2つの目的がある。これら2つの目的を総合的に達成するものとして、上記の和訳としている。

健ユニット（Unidades Básicas de Saúde, 以下「UBS」）になる²。患者は、UBSで働くプライマリーヘルスケア従事者によって、患者のニーズに合わせた適切な保健サービス提供先（SUS内）へリファーされる。しかし、UBSのプライマリーヘルスケア従事者が障害への理解不足から診療を受け付けない、障害者の特性（機能障害等）を考慮した適切なリファール等ができていないといった保健サービスの課題がある。

また、RCPDを設置³し、その運用を統括するのは州保健局であるが、これまでの度重なる政権交代による政策実施の停滞もあり、ほとんどの州でRCPDの設置や運用が十分ではない。更に、RCPDが設置されている場合でも、運用に係る活動計画は当該地域の障害者の障害種別や居住地等の基本的な情報に基づいておらず、活動計画策定プロセスにおいても行政官、医療従事者、障害者の連携や、障害者の意見を計画に反映する取組が不十分⁴等の課題がある。

本事業を要請したペルナンブコ州保健局・障害者健康ケア調整課の役割は、障害者に対する包括的な保健サービスの提供、障害の予防を目的とした活動・情報提供、RCPDの推進、保健サービス提供者等の能力開発を通じて、障害者の生活の質を向上させることである。同課は、障害者に対する保健サービス向上のためのRCPD推進に関連する取組をより社会的・包括的かつ障害インクルーシブな方法で改善し、同州の一部地域のみで実施されているRCPD推進の取組を州全域へ拡大することを目指している。そのため、政策に障害者の声を反映させてきた経験・知見が豊富である日本の障害者団体との協働が重要であると考え、JICAに技術協力プロジェクトを要請した。

JICAは、過去に草の根技術協力事業を通じて同州の障害者団体との協働経験がある。また、日本は、障害者に関わる法律制定や制度策定の過程において、政府や地方自治体が障害者団体と意見交換をする機会が設けられており、障害の視点を取り入れた公的サービスの提供に努めている。

本事業を実施するにあたり、障害者のための保健サービス向上のためには、

² ブラジルのプライマリーヘルスケアセンターのことを指す。予防、診断、治療を含む基本的な保健サービスを提供し、統一保健医療システム（SUS）の利用者の一次受入機関となる。

³ RCPDの設置とは、障害者の保健サービスアクセス向上のために必要な医療人材や医療施設の配置、それらの配置に必要な人材育成や予算の獲得や契約等多岐にわたる。

⁴ 地域の障害者の情報が計画に反映されることで、その地域の状況に合わせた対応が可能となる。例えば、ある地域に視覚障害者が多く住んでいることが確認できていれば、視覚障害者のニーズに沿って対応の優先度を上げる等の検討が可能。また、具体的な障害者のニーズとして、例えば聴覚障害者が1人で病院に受診できるよう手話等の情報保障の担保や、障害者に配慮した移動手段（車いすでも乗れる）の確保等が確認されている。

RCPD 運用を促進するための基盤を整える必要があることを先方政府と確認した。この基盤とは、行政官、医療従事者、障害者といった関係者の連携強化及びパイロットプロジェクト実施計画の策定、障害者に関する情報収集のプロセスの確立、障害者に適切な保健サービスを提供するための関係者の能力強化、パイロットプロジェクト経験の共有を行うことを指す。

以上から、本事業は、先方政府の要請を踏まえ、プロジェクトサイトにおける障害インクルーシブな保健サービス提供ネットワーク（RCPD）の運用を促進する基盤の整備を図り、もってペルナンブコ州における RCPD の運用の強化に寄与するものである。

本調査は、2024 年 5 月に実施した詳細計画策定調査を補完するものである。時間的な制約やブラジルの保健制度の複雑さから、詳細計画策定調査期間中には得られなかった情報について収集する。これにより、プロジェクト開始時点において円滑に各活動が進められることが期待される。また、各関係機関への聞き取り等を通じて、詳細計画策定調査期間中に十分対応できなかった各機関のプロジェクト関与に関する関心やコミットが高まる事を期待する。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、JICA 職員等と協議・調整しつつ、案件開始前に必要な情報について以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 準備業務（2025 年 1 月上旬～2025 年 1 月中旬）
 - ① 案件背景・内容を把握（要請書・案件概要表・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を整理し、ブラジル側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（日文・英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
- (2) 現地業務（2025 年 1 月中旬～2025 年 1 月下旬）
 - ① JICA ブラジル事務所等との打合せに参加する。
 - ② ブラジル側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
 - ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・

資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。

(1) RCPD 運用計画 (成果 1 に関連)

- 聞き取り先：ブラジル連邦保健省、ブラジル連邦人権省
連邦保健省・人権省として①本プロジェクトに期待すること、②どのような関わりができるのか、③RCPD 運用に関わる取り組み内容（特に保健省については RCPD のモニタリング方法、RCPD のモデル地とされている、ミナジュライス州、ヒオグランジノルチ州、ヒオグランジスー州の運用計画の内容や活動の事例）等を把握する。ブラジル国内で RCPD の好事例を把握し、ペルナンブコ州の RCPD 運用計画策定や同計画実施の参考となり得るかを検討する。

- 聞き取り先：ブラジル連邦保健省／ペルナンブコ州保健局
保健行政地域毎に策定された RCPD 運用計画の承認プロセスを把握する。
プロジェクトの中では、保健行政地域活動計画を改訂する予定であるため、承認プロセスに関わる担当者を把握する。現在把握している情報は、次の通り。
 - ① 保健行政地域毎に策定された RCPD 運用計画は、州に設置されている地域省庁間委員会 (Comissão Intergestores Regional : CIR) によって承認される。
 - ② 地域省庁間委員会とは、2011 年に設立されたブラジルの保健システムの管理組織の一つで、交渉、計画、政府間調整を行う。
 - ③ 委員会メンバーは、州保健局と市の代表者によって構成される⁵
今回の調査では特に承認プロセスとして、CIR によって承認された計画を、さらに連邦保健省が承認する必要があるのか、CIR は州に 1 つだけなのか、ペルナンブコ州の 12 の保健行政地域毎に設置されているのか等について確認をする。

- 聞き取り先：ペルナンブコ州保健局

⁵ 参考：Vercesi de Albuquerque et al (2018) Governança regional do sistema de saúde no Brasil: configurações de atores e papel das Comissões Intergovernamentais <https://www.scielo.br/j/csc/a/yH7nBfShn6BVnJKWQBtbQMp/?lang=pt>

州（State）及びレシフェ及びカルアルの保健行政地域（Recife: Region1、Caruaru: Region4）に設置されている RCPD コンダクトグループについて、以下の情報を把握する。

- (a) コンダクトグループメンバーリストの入手
- (b) 定期会議の有無（会議の頻度、参加者、議題等）
- (c) 障害当事者アドバイザーポジションの詳細

RCPD 運用計画策定やモニタリングする際、障害者の声を取り入れる仕組みとして、州（State）レベルの RCPD コンダクトグループに障害当事者アドバイザーポジションを設けるという事を州保健局から提案された。州保健局によると、保健行政地域（Region）レベルのコンダクトグループにおいては、障害当事者アドバイザーポジションの設置は考えていないということであったが、その理由について確認する（プロジェクトのワーキンググループには障害当事者が入る想定である。プロジェクト終了後の持続性の観点から、RCPD コンダクトグループに障害当事者の声を反映させられる仕組みを作りたい意図）。

- 聞き取り先：連邦保健省ペルナンブコ州事務所、レシフェ地域事務所（GERES: Gerência Regional de Saúde）、カルアル地域事務所（GERES: Gerência Regional de Saúde）

詳細計画策定調査では訪問ができていないため、本プロジェクトの概要について説明のうえ、以下の基礎情報を収集する。

- (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
- (b) 人員体制
- (c) 役割分担（特に RCPD 運用に係る）、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
- (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

また、州保健局から JCC メンバーになる点について説明のうえ合意済みを確認し、必要に応じて JCC の基本的な機能等補足説明を行う。各 3 機関が、連邦保健省や州保健局等関係機関とどのように連携し、本プロジェクトに関わっていくのか等についても確認する。

(2) 障害者情報（成果2に関連）

- 聞き取り先：ブラジル連邦保健省、ブラジル連邦人権省
ペルナンブコ州以外の州で、障害者情報を集約した州保健局も活用可能な情報プラットフォームの開発の事例について確認し、プラットフォームの内容、格納されている情報の項目、開発予算等をマッピングし、把握する。
ブラジルでは SUS に関連する情報のプラットフォーム e-SUS がある。これは連邦と市との連携があるものの、州は情報へのアクセスがない。また、医療施設から集められる保健データでは詳細な障害種別に関する情報が入手できないのが現状である。今回の調査では、e-SUS 以外で、州保健局が独自に開発している情報プラットフォーム等の事例がペルナンブコ州以外の州にあるのか、聞き取りを行う。

- 聞き取り先：ペルナンブコ州保健局、及びレシフェ市、カルアル市の保健局・人権局、レシフェ地域保健事務所（GERES）・カルアル地域保健事務所（GERES）
各機関が持っている障害者データの収集方法やデータ内容、情報活用方法等を確認し、マッピングする。
カルアル市では人権局が障害者情報収集調査を実施予定である点、詳細計画策定調査期間中に確認している。また、ペルナンブコ州保健局高齢者チームは、高齢者に関する情報収集調査を実施した経験がある。これらの調査について、調査手法、調査内容、調査結果の活用方法等について把握し、プロジェクトにおける情報収集活動に係る教訓を得る。

(3) 州保健局内で実施している能力強化研修（成果3に関連）

- ペルナンブコ州保健局
州保健局内で実施している 1) 障害者とその家族、2) 医療従事者、3) 行政職員に対する障害者包摂に係る保健の研修内容を把握し、整理する。
プロジェクトでは、ペルナンブコ州内で実施されている障害者包摂に係る保健の能力開発研修の現状把握と課題を確認することになっている。本調査では州保健局内で実施されている研修の現状を把握する。州保健局では、医療従事者向けの研修プログラムを定期的実施しており、最近では自閉症に関するオンライン研修も実施されている。このように州保健局の中で上記の対象者向けに実施している研修についてリスト化する。研修実施のために必要な専門家やスタッフを確保し

ているか、研修の数や内容が十分であるか、継続的に研修を実施していくための必要な資金が整っているか等について確認をする。また、プロジェクトを通じて州保健局としてどのような研修を実施する想定なのかについても確認する。

(4) 保健プロジェクトの地方展開の方法（成果4に関連）

- 聞き取り先：ペルナンブコ州保健局
プロジェクト成果を地方に展開するための方法(Planifica 等既存の手法)を把握する。

プロジェクトの中でモデルサイトとして設定しているレシフェ市、カルアル市は、州内でも発展した都市である。成果4では州内でプロジェクト成果を共有する活動を入れているが、プロジェクトで構築するモデルが地方に適用できるかどうかは、詳細計画策定調査の時点では判断できなかった。州保健局からは、州保健局が実施している既存の「Planifica」という手法が効果的なのではという話があった。今回の調査では、Planificaの仕組み、関わっている人材、プロジェクトの成果4の成果の地方展開においてPlanificaやその他既存の展開の仕組みが活用できるか検討するための情報を得る。

- ④ 調査結果から担当分野に係るPDM案・PO案の改訂案を提案する。具体的には以下のとおり。

ア) PDM案・PO案については既に先方政府と合意しているものの、調査の結果を通じて考え得る担当分野に係るPDM・PO改訂案を提案する。

- ⑥ 現地調査結果をJICAブラジル事務所等に報告する(オンラインを想定)。

(2) 整理業務（2025年2月上旬～2025年2月下旬）

- ① 調査結果を報告する。
- ② 業務完了報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文3部）

2025年2月26日(水)までに提出。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.htm>
↓

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

航空券の見積もりを取得する際には、日本→ブラジリア（調査日1日確保）→ペルナンブコ州→日本としてください。

10. 特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年1月18日～2月2日を予定しています。

今回、JICAの調査団員の渡航はありません。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行います。以下のスケジュールを想定していますが、調査内容に適した訪問先を含む日程案をプロポーザルにて提案することも可とします。

現地業務の日数は、フライトスケジュールによって変動します。

- 1/18(土) 日本出発
- 1/19(日) ブラジリア到着
- 1/21(火) ペルナンブコ州レシフェ市到着
- 1/22(水)～1/30(木) ペルナンブコ州内調査
- 1/31(金) ペルナンブコ州出発
- 2/2(日) 日本到着

② 便宜供与内容

JICA ブラジル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：JICAがアレンジします
- イ) 宿舎手配：JICAがアレンジします
- ウ) 車両借上げ：JICAがアレンジします
- エ) 通訳備上：JICAがアレンジします（日／葡又は英／葡）
- オ) 現地日程のアレンジ：JICAがアレンジ予定ですが、プロポーザルで訪問先と日程案を提案することも可とします。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部高等教育・社会保障グループ 社会保障チームから配付しますので、hmghs@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 本事業要請書
- ・ 事前評価表案
- ・ 詳細計画策定調査報告書案
- ・ 中南米地域インクルーシブな保健・医療サービス拡大に係る情報収集・確認調査

ブラジル直営調査団報告書本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで開催されています。

- ・ 国別障害関連情報ブラジル連邦共和国

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000044908.pdf>

・中南米・カリブ地域における UHC 達成に係る情報収集・確認調査 ファイナル・レポート

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12366670.pdf>

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ブラジル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタ

ントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上